

託送供給等約款以外の供給条件の認可について

(趣旨)

昨年末以降の電力需給ひっ迫の影響により、各一般送配電事業者から令和3年1月15日付けで経済産業大臣宛に、託送供給等約款以外の供給条件によりインバランス料金精算を行うことについて、認可申請があり、経済産業大臣から意見の求めがあったところ、当該認可への委員会としての回答について御確認いただく。

主なポイント

1. 背景

2020年12月下旬以降の厳しい寒さと天候不順による電力需給のひっ迫により、近時のスポット市場が高騰し、本年1月12日から15日の取引価格の最高価格が4日間連続して200円/kWhを超えた。これは、2022年度から適用される需給逼迫時のインバランス料金等単価の上限価格である200円/kWhを超える水準である。

この状況の対応策として、資源エネルギー庁は、各一般送配電事業者に対し、本年1月15日までに託送供給等約款において、インバランス料金等単価の上限を200円/kWhとすることを要請した。【参考資料1】

当該要請を受けた各一般送配電事業者は、インバランス料金等を経済産業省令（一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則）に基づく方法によらず特例的な精算を行うこととし、令和3年1月15日付けで経済産業大臣に託送供給等約款以外の供給条件の認可申請を行った。

当該認可申請を受け、同1月15日付けで電気事業法第66条の11第1項第5号の規定に基づき経済産業大臣から委員長に対し意見の求めがあったところ。

【参考資料2】

2. 申請の内容

(1) インバランス料金等の特別措置

①申請者 一般送配電事業者10社

②特別措置

インバランス料金等単価に上限価格を設け、当該上限を超えた場合には当該上限額でのインバランス精算を行う。具体的には、本年1月17日から6月30日までの間、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成28年経済産業省令第22号）第27条の規定に基づきインバランス料金等単価として算定される金額が200円/kWhを超えるときは、当該インバランス料金等単価は、200円/kWhとすることとする。

3. 認可申請に係る意見について

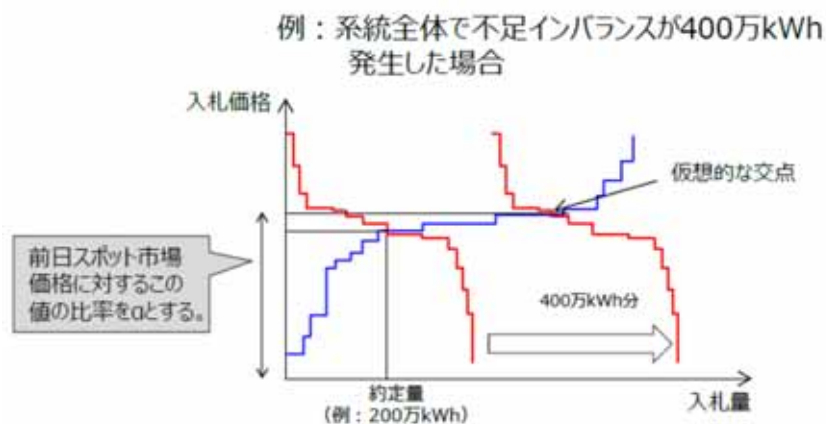
現行のインバランス料金は、スポット市場における売り入札曲線と買い入札曲線から算定することとされており、今般のように系統全体として不足インバランスが発生した場合には、スポット価格よりインバランス料金が高くなる仕組みとなっている。

今回のように、売り玉が不足し売り切れる状況では、十分な量を調達できず不足インバランスを出す事業者が一定程度発生するところ、スポット市場が高騰してもインバランス料金よりは必ず安いことから、限られた玉を奪い合う構造となり、スパイラル的な高騰が発生する。

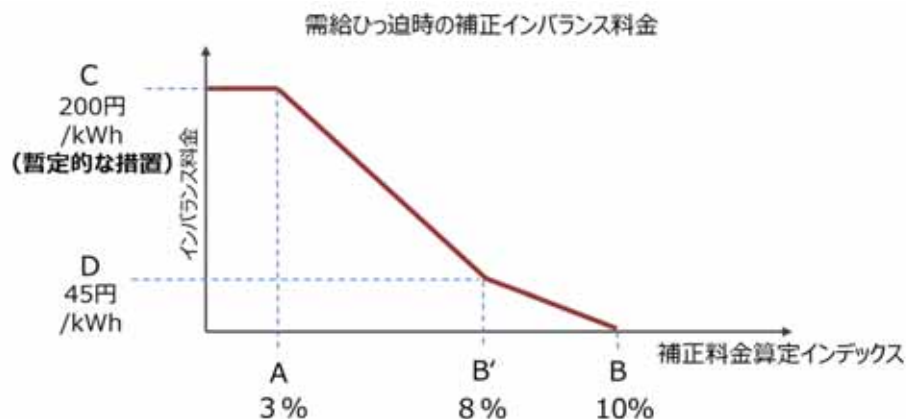
したがって、この状況が継続した場合には、さらにスポット価格及びインバランス料金がスパイラル的に高騰する可能性がある。こうしたスパイラル的な高騰は、実際の電気の価値を反映しない動きであるとも言える。

本申請は、こうした状況を踏まえて、インバランス料金等単価の上限を200円/kWhとするものであり、当委員会における審議により2022年度から適用される需給逼迫時のインバランス料金等単価の上限価格を200円/kWhとしたことも踏まえれば、適切な水準を設定していると判断できることから、次案のとおり、委員会として当該認可を行うことに異存がない旨を回答することとしたい。

(参考1) スポット市場での入札曲線を利用した α の決定



(参考2) 2022年度から適用される需給ひっ迫時の補正インバランス料金



(参考 3) 電気事業法 (昭和 39 年法律第 170 号)

(託送供給等約款)

第十八条

2 一般送配電事業者は、前項の認可を受けた託送供給等約款 (第五項若しくは第八項の規定による変更の届出があつたとき、又は次条第二項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの) 以外の供給条件により託送供給等を行つてはならない。ただし、その託送供給等約款により難い特別の事情がある場合において、経済産業大臣の認可を受けた料金その他の供給条件 (同条第二項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの) により託送供給等を行うときは、この限りでない。

(委員会の意見の聴取)

第六十六条の十一 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

五 第十条第一項若しくは第二項 (これらの規定を第二十七条の十二において準用する場合を含む。)、第十四条第二項 (第二十七条の十二において準用する場合を含む。)、第十八条第一項若しくは第二項ただし書、第二十八条の十四第一項、第二十八条の四十一第三項、第二十八条の四十六第一項、第二十八条の四十八、第九十九条第一項又は第九十九条の六第一項の認可をしようとするとき。

(案)

番
年

月

号
日

経済産業大臣 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

託送供給等約款以外の供給条件の認可について（回答）

令和3年1月15日付け20210115資第1号により貴職から当委員会に意見を求められた託送供給等約款以外の供給条件の認可については、認可することに異存ありません。